



## 朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

### 今月のNEWS(全般)

NEWS1.  
社会保険 算定基礎届の注意点

NEWS2.  
平成28年度査察の概要と今後の査察調査

### NEWS1. 社会保険 算定基礎届の注意点

7月1日から7月10日は社会保険の定時決定(健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出)が必要です。支払基礎日数の考え方は下記をご参考にしてください。

#### ○支払基礎日数の考え方

算定基礎では4月から6月に支払われた給与の平均によりその年の9月からの標準報酬月額を見直しますが、欠勤等により賃金が減額されている月がある場合には、本来の給与とはかけ離れた低い標準報酬月額になる可能性があります。そのため、賃金が大きく減額されている月はその月を除いて算出する必要があります。

賃金が大きく減額されているか否かは、その給与の支払対象となった日数である支払基礎日数で判断します。この支払基礎日数とは、その給与の支払い対象となった日数のことをいい、以下の考え方になります。

#### ①時給制・日給制の場合

実際の出勤日数に年次有給休暇等の有給休暇の日数も含んだもの。

#### ②月給制・週給制の場合

出勤日数に関係なく暦日数。ただし、月給制・週給制で、欠勤した日数分の給与が控除される場合は、就業規則等で定められた日数から、欠勤日数を控除した日数とする。

#### ○各々の支払基礎日数

支払基礎日数は、正社員・パートタイマー・短時間労働者の3つに分けて考えることになっています。このうち、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間および1ヶ月の所定労働日数が正社員の4分の3未満であり、社会保険の被保険者となるパートタイマーの基準は満たさないものの、週の所定労働時間が20時間以上等という条件を満たして社会保険に加入する人を指します。

#### ①正社員……17日以上が対象。

#### ②パートタイマー……17日以上が対象。(4月から6月のすべての月が17日未満の場合には15日以上が対象)

#### ③短時間労働者……11日以上が対象。

なお、算定基礎届の備考欄に、パートタイマーは「パート」、短時間労働者には「短時間」または「短」と記入が必要です。

#### ○すべての月で基準未満の場合

4月から6月のすべての月で支払基礎日数が2の基準未満の場合や、欠勤や育児休業等で4月から6月のすべての月で給与が支払われないこともあります。このような場合には、4月から6月の給与では算定できず、従前の標準報酬月額で決定します。

#### ○給与支払対象期間の途中から入社した場合

中途入社などで、給与の支払対象期間の途中から資格取得したことにより1ヵ月分の給与が支給されない場合、1ヵ月分の給与が支給されない月(途中入社月)は除きます。

下記リンクをご参照ください。

日本年金機構「定時決定のため、4月～6月の報酬月額の届出を行うとき」

<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/kenpo-todoke/hoshu/20141225.html>

### 情報会員募集中

会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。お申し込み・ご質問等は、[info@asahitax.or.jp](mailto:info@asahitax.or.jp) または下記までお問合せ下さい。

お問合わせ先 名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850

## NEWS2. (税務)

## Question

先日公表された平成28年度の査察の概要について教えてください。また、平成30年4月から『査察調査が変わる』と聞きましたが、どのような改正があるのか教えてください。

## Answer

平成28年度における査察調査の着手件数は178件で、昭和46年以後最少となりました。また、28年度以前に着手した査察事案では同年度中に193件を処理し、このうち132件(告発率68.4%)を検察庁に告発しました。

査察調査に関しては、平成29年度税制改正で国税犯則調査手続きが見直され、脱税調査をする査察官の権限強化が図られ、平成30年4月1日から施行されます。詳しくは下記解説をご参照ください。



## 【解説】

## ～ 平成28年度査察の概要 ～

平成28年度における査察調査の着手件数は178件と昭和46年以後最少となりましたが、同年度中処理した193件の脱税総額は161億600万円(前年度138億4,100万円)と大幅に増加しました。このうち告発した132件の脱税総額は126億9,200万円、1件当たりは9,600万円となりました。

告発の多い上位5業種は、建設業(30者)、不動産業(10者)、金属製品製造(5者)、商品・株式取引(5者)、運送業(4者)で、上位2業種については前年度と同様となりました。

脱税事案については、消費税事案が最も多く、その他の事案としては、太陽光発電事業の市場が急速に拡大し、それに伴う取引に係る脱税や、東日本大震災からの復興に向けた経済活動に伴う取引に係る脱税が増加しました。

《5年間の告発件数》

	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
消費税事案	12件	16件	13件	12件	23件
国際事案	17件	16件	21件	28件	21件
太陽光発電関連事案	0件	0件	0件	2件	10件
震災復興関連事案	1件	2件	9件	3件	12件



## ～ 犯則調査手続きの見直し ～

平成29年度税制改正で国税犯則調査手続きが見直され、平成30年4月1日から新たな査察調査が始まります。主な改正内容は以下のとおりです。

## ① 夜間の強制調査

現行、日没から日の出までの間は、夜間に調査する必要があっても国税査察官は捜査することができず、その間に証拠隠滅を図られてしまうといった事態が生じていました。

したがって、平成30年4月1からは、強制調査を夜間に実施することが可能になりました。

## ② ITデータ等の差押え

IT化が進む中で脱税もそれに伴いIT化が進み、外部プロバイダのサーバにデータを残し、自社のパソコン上のデータを全て削除している事案等があり、次のような改正が行われました。

- ・パソコン等の差押えに代えて、データをCD-R等に複製し、CD-R等を差し押さえることが可能になりました。
- ・外部サーバ等に保管されている電磁的記録を、差押え対象のパソコンに複製した上で、パソコンを差し押さえることが可能になりました。
- ・サーバの管理者等に、電磁的記録をCD-R等に記録させ、CD-R等を差し押さえることが可能になりました。
- ・外部プロバイダ等に対し、送信元、送信先、通信日時など、通信履歴の電磁的記録を削除しないよう30日(最長60日)を超えない期間で保全要請することが可能になりました。

## 関係法令通達

週刊税務通信 NO.3461、NO3462

週刊T&Amaster 平成30年4月から査察調査が変わる！

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 052-571-5480

西尾事務所 0563-57-7850